株式会社●● 定款

第１章　総　　則

（商号）

1. 当会社は、株式会社●●と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的する。

1. ●●●●
2. ●●●●
3. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を千葉県●●市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載してする官報によって行う。

（機関の設置）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、●●●●株とする。

（株券の不発行）

第７条　当会社の発行する株式について、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の発行する株式の譲渡によりる取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡請求）

第９条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第１０条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを　請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。

　　　２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして　　　法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求できる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１１条　当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録の変更若しくは抹消又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第１２条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第１３条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

　　　２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届出）

第１３条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第３章　株主総会

（招集）

第１４条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にいつでも招集することができる。

（招集権者および議長）

第１５条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

　　　２　株主総会の議長は社長がこれに当たる。

　　　３　社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

　　　４　取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（議決）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

　　　２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主お議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人は１名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任及び解任）

第１９条　当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって行う。

　　　２　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後●●年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　　　２　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

　　　３　増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役の選定）

第２１条　代表取締役は、取締役会の決議で定める。

　　　２　代表取締役を社長とし、社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

（取締役会の招集）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

　　　２　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

　　　３　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第２３条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）

第２４条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

　　　２　取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第３６３条第２項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

第２５条　取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

　　　２　取締役会の議事録は、取締役会の日から１０年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第５章　監査役

（監査役の員数）

第２８条　当会社の監査役は、１名以上を置く。

（監査役の選任及び解任）

第２９条　監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

　　　２　監査役を解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（監査役の任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　　　２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第３１条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第６章　計算

（事業年度）

第３２条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第３３条　会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第３４条　剰余金の配当が、その支払い提供した日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第７章　附則

（設立に際して出資される財産の価額）

第３５条　当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金●●●●万円とする。

（最初の事業年度）

第３６条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和●●年●●月●●日までとする。

（設立時役員）

第３７条　当会社の設立時役員は次のとおりとする。

　　　　 設立時取締役　 ●●　●●

 設立時取締役　 ●●　●●

　　　 設立時取締役　 ●●　●●

 設立時監査役　 ●●　●●

（発起人等）

第３８条　当会社の発起人の氏名、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式数および設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

住所　千葉県●●市●●町●●●番地●●●

　　　　 氏名　●●　●●

 ●●株　金●●●万円

 住所　千葉県●●市●●町●●●番地●●●

　　　　 氏名　●●　●●

 ●●株　金●●●万円

 住所　千葉県●●市●●町●●●番地●●●

　　　　 氏名　●●　●●

 ●●株　金●●●万円

（法令の準拠）

第３９条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に定めるところによる。

以上、株式会社●●設立のため、発起人●●●●、●●●●及び●●●●の定款作成代理人である行政書士石畠圭一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

２０YY年MM月DD日

　　　 発起人　●●●●

 発起人　●●●●

 発起人　●●●●

 上記発起人の定款作成代理人

 　　　 千葉県成田市並木町２２１番地６１３

 　　　　　　　 行政書士　石畠　圭一